

令和6年兵庫県立大学工学研究科規程第1号  
工学研究科教員資格審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工学研究科教員の研究指導、研究指導補助及び講義担当の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の提案、付託)

第2条 研究科長は、研究科内に教員の資格審査の必要が生じたとき、研究科委員会に資格審査の提案を行うものとする。

2 研究科委員会は、前項の提案を受けたとき、教員資格審査委員会にその資格審査を付託する。

(資格審査の実施)

第3条 教員資格審査委員会は、別に定める教員資格認定基準に基づいて、当該教員の資格を審査し、判定する。

(委員長)

第4条 教員資格審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(教員資格審査委員会の構成)

第5条 教員資格審査委員会は、教員評価委員と担当副学長により構成する。

2 委員長は、必要に応じて専門評価のできる学内外の学識経験者などを臨時委員として加えることができる。

(議決)

第6条 教員資格審査委員会における判定は、有効投票数の3分の2以上の賛成をもって議決されるものとする。

(報告)

第7条 教員資格審査委員会は、判定の結果を文書により研究科委員会に報告する。

(内申)

第8条 研究科長は、研究科委員会の意見を聴いて、当該教員の資格認定の内申を行うものとする。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員資格審査に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。